

暴力団排除条項の導入に伴う貸金庫規程の改正について

J A京都中央は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成27年3月25日付で貸金庫規程に暴力団排除条項を導入し、同日より新規程の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貸金庫利用者（またはこれから利用を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

改正後の新規程は、改正前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

<新旧対照表>

改正後	改正前
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>【反社会的勢力との取引拒絶】</p> <p>第11条 この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>【解約等】</p> <p>第12条 1～2.（略）</p> <p>3. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があった時は、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>【解約等】</p> <p>第11条 1～2.（略）</p> <p>（新設）</p>

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③借主又は代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

4. 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により徴収するものとする。この場合、第4条第4項にもとづく払戻金は、遅延損害金に充当することとする。

5. 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合において副鍵使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理若しくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとする。

6. 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用の支払いがない場合は、前項の処分代金をこれに充当することができるものとする。

第13条 ～ 第15条 (略)

附 則

1. この規程の改廃は、理事会による。
2. この規程は、平成15年9月1日から施行する。
3. この規程の変更は、平成16年3月25日から施行する。
4. この規定の変更は、平成27年3月25日から施行する。

3. 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により徴収するものとする。この場合、第4条第4項にもとづく払戻金は、遅延損害金に充当することとする。

4. 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合において副鍵使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理若しくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとする。

5. 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用の支払いがない場合は、前項の処分代金をこれに充当することができるものとする。

第12条 ～ 第14条 (略)

附 則

1. この規程の改廃は、理事会による。
2. この規程は、平成15年9月1日から施行する。
3. この規程の変更は、平成16年3月25日から施行する。